

公益財団法人公益法人協会創立 50 周年記念シンポジウム

大会 声 明 2022

私共（公財）公益法人協会とその創立 50 周年を記念して開催したシンポジウムに参加した公益法人は、公益認定法第 1 条に規定されている「民間公益団体による公益の増進並びに活力ある社会の実現を目的として」、以下の要望、提言ならびに声明を行います。

- I 新公益法人制度発足後に生じた新たな事態に対応するため、各種の施策を要望するとともに、政府における「新しい資本主義」による有効な施策の実行を希望します。
- II 公益法人に関する現行の法令その他の規制について、公益法人が自由な活動を行い所期の公益目的を達成することができるよう、その改正ないしは修正の提言を行うとともに、その速やかな実現を希望します。
- III 国民のみなさんからの一層のご理解とご支援をいただくため、公益法人自らが現在ならびに将来とるべき姿勢を表明し、その実行に努めます。

令和 4 年 10 月 18 日

(公財) 公益法人協会 理事長 雨宮孝子
同協会主催シンポジウム参加者有志一同

I 新たな事態に対応するための施策の要望

1. 大規模災害等に対する施策の要望

東日本大震災や新型コロナウイルスによるパンデミックのような大規模災害に対し、財務基準等の規制により無防備な財務状況に置かれている公益法人に対して、危機発生時における柔軟な対応の許容や、危機に対応するための資産の保有や積立てを可能とする法制上の施策を要望する。

2. 攻めのガバナンスへの転換の要望

公益法人の不祥事撲滅を目的として、いわゆる守りのガバナンスの強化が当局より提言されているが、ガバナンスの目的はむしろその法人の運営を自主的な努力により有効に遂行するためのものであると考える立場から、いわゆる攻めのガバナンスを重視する考え方への転換を要望する。

3. 「新しい資本主義」による施策の要望

「新しい資本主義」は、官民の連携による社会的課題の解決により、最終的には、国民の暮らしの改善とその持続的な幸福の実現を狙いとしているが、この狙いは公益認定法第1条の「公益の増進および活力ある社会の実現」と親和的である。

この政策の中には、既存の法人形態の活用として、公益法人形態の改革の検討が予定されているが、公益法人制度には、民間の寄附や幸福の実現に直接役立つものないしはその器たりうるものが多く含まれていることから、その前広な検討と積極的活用を要望する。

II 現行の法令等に対する改正や修正の提言

<法令の改正または修正事項>

1. いわゆる財務三基準の改正の提言

(1) 収支相償の原則について

① 収支相償の原則は、公益目的事業の持続的・安定的・発展的な運営を否定する発想であり、基本的に撤廃する。

② 公益目的事業の対価たる収入ではない寄附金等およびその運用収入は、収入に算入しないこととする。

(2) 公益目的事業比率について

収益事業を原資として公益目的事業を遂行している場合において、収益事業等の費用について、その50%（これを上回る割合で利益を投入した場合は、その割合）を公益目的事業の費用として算入する。

(3) 遊休財産額の保有制限について

①保有制限額としては、最低でも3年度分の事業費相当額程度が安定した法人運営に必要であり、またこの算定基準を見直す。

②将来の公益目的事業の拡大や新しい公益目的事業を行うためには、まとまった財産が必要となることから、一定額の保有や積立てを認める。

2. 変更手続等の簡素化の提言

(1) 公益認定申請または変更認定申請において、提出すべき書類が多く、また煩雑であることから、申請者がスタートアップする意欲を削ぐことに繋がらないように、簡素化する。

(2) 特に変更認定においては、申請を要するか、変更届出で済むかあるいは不要であるか、不明確であることから抜本的な見直しを図る。

(3) 認定取得後の公益法人の行政庁への提出書類は、重複するものも多いため、真に必要なものに限定するよう簡素化を図る。

3. 情報公開の充実と拡大の提言

(1) 行政庁においては、公益認定申請書や変更認定申請書の記録は公益法人を立ち上げ(スタートアップ)ようとする人や変更しようとする人に参考になるものであることから、個人情報の保護に留意しつつ、全てを公開すべきである。

(2) 行政庁の情報公開は欧米のように請求手続きが簡便で公開回数の制限等のないオープンなものであるべきである。

(3) 公益法人においては、法定の情報公開を完全に行うことは当然のこととして、自己の法人の存在理由や事業活動の詳細を進んで公開するとともに、必要に応じて個別の事業等も積極的に情報発信すべきである。

4. 中小規模法人の特例扱いの提言

公益法人をスタートアップする人々にとって大規模法人と同一の法制とその規律の強制はハードルが高く、そのため公益法人数の増加や公益目的事業の多様化や増大につながっていない。

中小規模法人をいかに定義づけるかといった技術的問題はありつつも、公益法人が活動する裾野を広げるため、中小規模法人を特例扱いとする法改正を提言する。

<関連する改正要望事項>

5. 会計基準との不具合

現行の公益法人会計基準は、法制との結合状態がやや悪く、公益法人関係者が必ずしも納得するものとなっていない。しかるべき機関によって、多く

の人が満足できる安定的な基準が制定されることを要望する。

6. 寄附文化の醸成

公益法人の寄附を増大させるためには、寄附者にとって寄附をしたくなる公益事業を行っていることが基本であるが、公益法人サイドから自己の存在理由や社会的に役立っていることを積極的に情報発信することが重要である。

7. 芸術文化・スポーツの振興等の要望

今般の新型コロナウイルスによるパンデミックでは、我国の文化芸術・スポーツの振興等を支える基盤が脆弱であることが露呈した。このような場合、多くの先進国では、国・地方公共団体が全面的に支援するのが通例であり、日本においてもこの分野を支える一翼を担っている公益法人に対し、政策的に助成金等を給付する他に引当金や積立金を認める等の配慮が必要である。

特に財団法人の場合は、一般法人法第 202 条による純資産規制があり、それをクリアできない場合は解散を余儀なくされるといった法制は、その運用や法の改正等を含めて早急に検討することを要望する。

Ⅲ 公益法人のあるべき姿

1. 自主的な情報公開と情報発信

公益法人に関わる多くのステークホルダーのために、法令の要請している情報の公開を越えて、行っている公益目的事業について積極的に情報公開するとともに、国民の理解と支援を一層深化するため、さらなる情報発信をすべきである。

2. セルフガバナンスの徹底と説明責任

当局からの要請によるものではなく、公益法人自らが自主的に内部統制を真剣に行うと同時に、例えばガバナンスコードを策定し、世間に公表するとともに、いわゆる不祥事を含めた全ての状況を公開し、説明責任を果たすべきである。

3. 他の非営利法人との協働

特定非営利活動法人や社会福祉法人等他の非営利団体と協働し、それぞれの法人の特色を踏まえた事業を共同して行うことによって、世の中の各種のニーズにこたえる等非営利団体が一体となって、国民の幸福の実現と暮らしの安定に寄与すべきである。

以上